

令和2年 第13回

小林市教育委員会

定例会

会 議 録

令和2年11月18日(水)

令和2年 第13回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 令和2年11月18日(水) 午後1時10分～
- 2 場所 小林市役所 2階 第1会議室
- 3 出席委員 中屋敷史生 大部菌智子 椎屋芳樹 槇光子 淵上定一郎
- 4 参与職員 押川逸夫 牧田純子 藤井寛史 谷山宏志 押川清美 有木繁三
(調製職員) 川俣洋寿
- 5 説明職員
- 6 会議内容

開会 13:10

中屋敷教育長 それでは、ただいまより、令和2年11月11日付小林市教育委員会告示第23号で招集されました令和2年第13回小林市教育委員会定例会を開催したいと思います。

それでは、議事のほうに入らせていただきます。

今日は議案が4つありますので、順次お諮りしたいと思います。

まず、議案第64号、小林市立小学校、中学校の通学区域に関する規則の一部改正について説明をお願いします。

牧田学校教育課長 それでは、1ページをお開きください。

学校の通学区域に関する規則の一部改正について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

2ページから規則の改正案となっております。

小・中学校の通学区域は保護者の住所の属する学校区というふうに定められておりますけれども、校区外通学を認める基準というのが規則の中にございます。今回、この改正というところで、この校区外通学を認める規則中の別表第3につきまして、教育的配慮の必要性和現況確認の必要性、この2点から所要の改正を行うものでございます。

2ページの改正案をご覧いただきたいと思ひます。この表の一番右側が許可期間でございます。

具体的な改正の部分になりますけれども、まず2番の学期途中で転居をした場合、前回は「学年末まで」許可をするという基準になっておりますが、

これを小学生、児童については「学年末まで」と変わりませんが、中学生、生徒につきましては「卒業まで」と変えております。これにつきましては、中学生の就学期間が3年と短くて、また人間関係等の面から新たな関係に不安をいただく例が多いこと、それから受験を控えた状況で転校となると、本人の精神面にも負担が大きいことから、学期途中で転居をした場合は、卒業まで認めることができるようにするものでございます。

また、1番の小学生、児童につきまして中ほどをご覧いただくと、「対象児童に対象生徒となる兄及び姉がいる場合は、当該兄及び姉の卒業するまでの期間」としております。これにつきましては、小学校と中学校で通学区が変わってしまいますと、保護者が学校行事などで負担が大きくなることから、兄弟が中学生にいた場合は、その中学生の方が卒業するまでは同じ通学区になるということにしているところでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。

6番でございますけれども、隣接学校区、現在「卒業まで」としているところでございますが、これを、下の改正案では、「教育委員会が必要と認める期間」にしております。これにつきましては、隣接区ということで許可をされた方が、許可期間中に転居をして、その隣接区ではなくなるというような場合があることから、特例的に校区外通学をしているという意識を保護者の方にも持っていただくために、毎年この状況について確認し、教育委員会が許可することに変えるというところでございます。

それ以外のものにつきましては、これまで「必要な期間」としていたところを、「教育委員会が必要と認める期間」という文言に修正しております。そして、最後でございますけれども、3ページの下に、「同表に備考として次のよう加える」、加え文がございます。これは、新旧対照表の7ページをご覧ください。

7ページのところにありますとおり、9番にその他というところがございます。このその他自体は改正がございませんが、この中に「真にやむを得ない事情があると認める場合」という文言がありまして、「真にやむを得ない事情」とはどういうことかを備考としてここに明記をするものであります。転校に不安があり本人の強い希望がある場合、本人の精神面に多大

な負担を与える事情がある場合、その他教育環境面に配慮を必要とする場合ということで、ここに明記をしたところでございます。

4ページに戻っていただきまして、この規則の改正の施行日でございますけれども、令和3年1月1日からとしております。これは、令和3年度の入学許可に間に合うように改正するところでございます。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

ご質問等ありますでしょうか。

淵上委員 今度小学校に入る子どもさんがいる方が、地元に戻ってくる。栗須小と野尻小とあるんですけれども、校区境ですけれども、校区は栗須小だけでも、知り合いが野尻小の保護者が多いので、野尻小に入れないだろうかと相談がありました。こういった事例は駄目ですよ。

牧田学校教育課長 規則で認められる場合は、申請いただければ可能だとは思いますが、隣接学校区の境かどうかというところを確認しないと分かりません。そうでない場合は難しいと思います。

淵上委員 境ではあると思います。ただ、突然帰ってきたときに、野尻小、栗須小という判断は、連絡がどこから来るんですか。

牧田学校教育課長 年が明けまして、新1年生に対しては入学の通知をさせていただきますので、そこにどこどこ小学校と明記がしてございます。その折に、そういった何かしら不安や事情がおありの場合には、教育委員会に相談をしていただくということになります。

中屋敷教育長 クラス編制では1人、2人で学級が1つ増えるか増えないかで先生が2人増えるかという話になってくるので、やはりきちんとしたラインを出さないと、收拾がつかなくなるので、今回見直しをしたということでもあります。それでは、議案第64号については、承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございます。

続きまして、議案第65号、修学旅行中止等に伴う保護者負担支援補助金交付要綱について説明をお願いします。

牧田学校教育課長 8ページをお開きください。

補助金の交付要綱の制定につきまして、教育委員会の承認を求めるもので

ございます。

こちらは、補助金の新設ということでございます。

現在、市の法整備部門であります総務課の確認を同時並行で受けておりますので、名称と中の文言については若干修正がある可能性がございますので、まずお伝えさせていただきます。

まず、この補助金の趣旨・目的でございますが、第1条をご覧ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のためということで、修学旅行が中止または延期になった場合、その発生しましたキャンセル料を払う保護者に対して、その経済的負担を軽減するための補助金でございます。

第3条をご覧ください。

補助の対象者は、今申し上げましたとおり、児童生徒の保護者としております。

それから、10ページの第5条をご覧ください。

申請から受領まで、所属する学校長に権限を委任するものとしております。委任をすることによりまして、学校がまとめて手続を行うこととなりますので、保護者の負担が軽減されるところであります。

それから、第6条、第7条に、補助金の交付方法及び決定というところがございますが、この補助金につきましては、確定したキャンセル料金で申請ができるものとしております。ですので、第6条でキャンセル料を確認できる書類の添付などをお願いしたり、また第7条では、決定と同時に確定をするというものになっております。

今のところ、各学校の修学旅行で中止となったものはございませんが、旅行先を変更した学校で1校、ホテルのキャンセル料が発生しているところでございます。後ほど第66号の議案にも出てまいりますけれども、この補助金交付要綱の新設と併せて、12月補正をお願いしたいというふうに考えているところであります。

この補助金につきましては、今年度の予算に係るものから適用するということで、12月の補正予算が通りましたら支給することになります。

中屋敷教育長 その1校は野尻中学校ですか。

牧田学校教育課長 野尻中学校です。

中屋敷教育長 ホテルのキャンセルですか。

牧田学校教育課長 はい。関西から九州に場所を変えられた関係で、関西のホテルで、キャンセル料が発生するという事です。

中屋敷教育長 1人あたりの金額を教えてください。

牧田学校教育課長 1人3,520円の45名分です。

中屋敷教育長 何かございますか。

大部菌教育長職務代理者 何日前でこのぐらいのキャンセル料が出るんですか。

牧田学校教育課長 野尻中学校は、もともと6月に予定されていまして、コロナ感染症の関係で11月に時期を変えたんですけれども、場所を変えた9月のときにその関西のホテルはキャンセル料が発生しましたので早くからかかるかと思えます。

中屋敷教育長 旅行会社でも違うんですけれども、その旅行会社が組んだ行程のホテルによっても違います。

椎屋委員 今のところ、その野尻中だけで、ほかのところはキャンセル料は、現状では発生していないということで理解していいですか。

牧田学校教育課長 はい。キャンセル料は発生しておりません。

中屋敷教育長 よろしいですか。

それではお諮りしたいと思います。

議案第65号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。承認されました。

続きまして、議案第66号、市議会定例会(12月議会)の議決を経るべき議案の原案の承認について、説明をお願いします。

牧田学校教育課長 それでは、19ページをお開きください。

学校教育課の補正予算原案についてご説明をさせていただきます。

今回、12月補正予算につきましては、9月の台風10号の被害対応に伴うものと、それから新型コロナウイルス感染症対応に伴うものもございまして、全部で10事業、9,623万1,000円の補正をお願いするところでございます。

まず、1番上の事務局管理費でございますけれども、9月7日の台風10

号で、各学校の樹木に倒木や枝折れが発生いたしましたことから、当初予算等でありました予算を使いまして、伐採処分などを行っております。これによりまして、既存の予定をしていた手数料等で今後不足が見込まれるということで71万円を補正するものでございます。

台風の被害の対応につきましては、この1番目の事務局管理費と、上から4番目の小学校管理費、そして下から3番目の中学校管理費で、既存予算を使いまして対応しているところでございます。

次に、2番目のスクールバス運行事業費13万8,000円でございますが、こちらは内山地区の小・中学生が野尻小・中学校に通学するスクールバスの運行委託料でございます。この委託料は、単価契約で運行回数に基づきまして支払う契約になっておりますが、これも4月の契約時点でこの単価が値上がりしたこともありまして、これから3月までの通学日数を積算したところ不足が見込まれることから、この13万8,000円をお願いするところであります。

次に、3番目の学校教育活動支援事業費15万9,000円でございますけれども、先ほど議案第65号でご説明しました修学旅行のキャンセル料の補助金分でございます。

次に、小学校管理費221万4,000円でございますが、こちらは修繕料と手数料の補正でございます。台風10号の倒木によりますフェンス修繕と、それと8月に落雷がございまして、消防設備に被害がございました。これも至急修繕が必要ということで、既存の予算で対応いたしましたので、これらに伴いまして今後の不足額を見積もったところ、この金額となっているところでございます。

次に、小学校施設維持補修事業費（臨時）4,595万8,000円でございます。内容は、学校トイレ洋式化の設計委託料と工事請負費でございます。学校トイレの洋式化は多額の予算が必要なことから、これまで1年度に1校というところで計画して実施をしてまいりました。今回、新型コロナウイルス感染症対策として、国の臨時交付金を活用できるということから、今後計画していました学校の分を前倒しで補正予算としているところでございます。これは、4校分4か所でございます。

この予算につきましては、令和3年度に繰越しをいたしまして、工事は令和3年度に完了する計画としております。

次に、小学校管理費（配分経費）225万7,000円でございますが、内容は小学校の電気料金、水道料金、電話料金の不足分を見込んだ補正でございます。これらにつきましては、今年度は夏の猛暑と、それから新型コロナウイルス感染対策として換気をしたままエアコンを稼働するというようなこともございました。また、例年に増して手洗いを励行したというところで、こういったことの影響が出ているのかなと分析しているところでございます。

次に、小学校ICT教育推進事業費16万円でございますが、こちらは備品購入費でございます。須木小学校をモデル校としてオンラインの研修をするということで、その家庭とのオンライン研修をするためのモバイルWi-Fiルーターを購入する費用でございます。

次に、中学校管理費94万7,000円でございますが、これも小学校管理費と同様に、8月の落雷で被害を受けた学校の消防設備の修繕と台風10号によります樹木伐採の対応を既存の予算でしたことから、それに伴う不足分の補正ということでございます。

次に、中学校施設維持補修事業（臨時）4,356万円でございますけれども、内容は小学校と同じく中学校の学校トイレ洋式化の設計委託料と工事請負費でございます。こちらは、3校4か所を計画しておりまして、小学校と同じく繰越しして来年度に工事は完了する計画でございます。

最後、中学校ICT教育推進事業費12万8,000円ですが、小学校と同じく、須木中学校をモデル校としましたモバイルWi-Fiルーターの備品購入分の経費ということでございます。

押川スポーツ振興課主幹 スポーツ振興課です。

20ページをご覧ください。

3事業で予算要求額が4,255万6,000円となっております。

一番最初の社会体育施設整備事業費589万2,000円なんですが、真方地区体育館の照明のLED化の予算となっております。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として予算計上しております。

次に、2行目の都市公園スポーツ施設整備事業費3,439万2,000円です。この予算に関しましては、野球場の防球ネットが台風10号の影響によって壊れております。そこの修繕予算57万2,000円となっております。

次に、工事請負費としまして、テニスコートの照明の取替え工事となっております。現在は水銀灯になっているんですが、その分をLED化しようという予算となっております。2,181万9,000円です。

次に、備品購入費としまして、陸上競技場を、今、改修しているところですが、自動電気時計一式ということで、計測器の予算となっております。1,200万円です。

最後の県産農畜水産物応援消費推進事業費227万2,000円ですが、現在、6月補正で同じ予算を上げてさせていただきまして、今、各小・中学校で県産の牛肉や地頭鶏、農産物を提供しております。国、県の要綱が変更となりまして、牛肉の分が追加で提供できることとなりましたので、その分の予算となっております。

中屋敷教育長 お聞きのとおりですが、何かご質問等ありますでしょうか。

大部菌教育長職務代理者 トイレの洋式化が進んでいるということで、何割ぐらい洋式化は進んでいるか分かりますか。

牧田学校教育課長 小学校は、現在、42.9%ということなんですけれども、南小ですとか新しい学校は洋式率が高いですが、低い学校もございます。今回工事に入れております学校は、洋式化率が低いところから工事しますが、今回の工事をするので、大体5割を超える位になります。

次に、中学校でございますが、現在、全体の中学校の率としては24.6%でございます。中学校は低いですが、今回3つの学校の工事をするので、40%を超えるぐらいになるのではないかとこのところでございます。

中屋敷教育長 県とか全国の平均とかの数字はありますか。

牧田学校教育課長 まず、県の平均なんですけれども、令和2年9月1日で43.4%でございます。これは、小・中学校合わせて学校全体ということです。全国の平均は持ち合わせておりません。

大部 薫委員 スポーツ振興課の体育館の照明をLEDに交換するということですが、今後、体育館のその電気はLEDに順次交換をしていくわけですか。

押川 スポーツ振興課主幹 今、真方地区体育館がよく使われている体育館なので、まずは真方地区体育館をLED化して、そのほかの地区体育館は、予算を考えながらという感じになっていくと思うんですが、真方地区体育館に今ついている水銀灯を外して、それをストックしておいて、切れたところに補充していったという感じでやっていこうということでは考えております。

中屋敷 教育長 あとはよろしいでしょうか。

それでは、質問等ないようですので、議案第66号については、原案どおり承認していただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございました。承認されました。

それでは、議案第67号、宮崎県総合型校務支援システムの導入に伴う小林市情報公開・個人情報保護審査会への諮問について説明をお願いします。

牧田 学校教育課長 この宮崎県総合型校務支援システムの導入に伴いまして、市の情報公開・個人情報保護審査会へ諮問をすることにつきまして、教育委員会の承認を求めるものでございます。

22ページを見ていただきますと、この諮問は個人情報保護条例の第10条に基づきとなっております。本日お配りしました別紙の2枚目にこの個人情報保護条例の第10条を抜粋してございます。

ここにありますとおり、「個人情報を処理するため、実施機関以外のものとの間において通信回線及び電子計算組織の結合を行ってはならない。ただし、審査会が意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがないと認めるときはこの限りでない」となっております。実施機関といいますのが、市長、議会、教育委員会など小林市の機関ということでございます。

それでは、この総合型校務支援システムのところを少し説明させていただきますが、別紙となっております1ページをご覧ください。

総合型校務支援システムの目的のところでございますけれども、統合されたシステムを県内の小・中学校に導入することで、教職員等の業務の効率化を通して業務負担の軽減を図ろうとするというものでございます。同じ

システムを県内統一的に使うというところでございます。

小林市は令和3年4月からの導入を予定しております。

統一システムでは、この資料の参考4にありますとおり、小・中学校の児童生徒、それから教職員の個人情報を取り扱うこととなります。そして、結合先としまして、小林市の機関以外の結合先が、ここにございますとおり、県の教育委員会ですとか、県内の市町村教育委員会とのやり取りが出てくるというところでございます。

この結合を行う理由でございますけれども、2ページ裏面をご覧ください。児童生徒が宮崎県内の市町村に転出した場合、これまでは紙で児童生徒に関わります個人情報の提供をしておりました。今回、この統合支援システムが県内一斉に利用が開始された場合には、県内の学校に対して、紙ではなく、基本オンライン上でその提供をすることができるということになります。

こういったオンライン上で個人情報の提供をする場合には、先ほどの条例第10条の結合の制限というところに該当しますので、審査会のほうで個人情報が適切に取り扱われるのかというところを審議をいただきまして、その回答をいただき、また教育委員会のほうで判断をするというような流れになります。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

校務支援システムが大体イメージできたでしょうか。

牧田学校教育課長 少しご説明いたします。例えば、学校では子供たちの住所だったり、家庭の環境だったり、個人情報を紙で管理していますけれども、そういったものであるとか、出席関係、健康診断等の情報、こういったものを全て先生方が作るということになります。この校務支援システムが入りますと、例えば最初に子供たちの情報を入力しますと出席簿にも使え、改めて他の帳簿を作成する必要がなく、データがそのまま使えることとなります。それから、指導要録にも使えるということで、これまで先生方がその都度、校務をされていたところが、業務の効率化が図れるというところがございます。

それから、先ほど言いました学校間のやり取りも可能になって、効率化が

図られると聞いているところでございます。

椎屋委員 このシステムには、現在、全ての市町村が参加ということで理解していいんですかね。

牧田学校教育課長 全ての市町村と県で共同調達運営協議会を作っております。それによりまして、全市町村の教育委員会が入るという同意を得た上で進めておりますので全市町村になります。

大部 薫委員 かなり便利になって、働き方改革の面からもいいと思うんですけども、ニュースなどで、不正アクセスによる個人情報ネットワーク上で漏えいしているということで、一番心配なのは、この不正アクセスですよ。個人情報入っていますので徹底してほしいと思います。

牧田学校教育課長 今回のこのシステムは、オープンな誰でもアクセスできるネットワークではなくて、宮崎県ひむかネットという教育委員会と学校をつないでいるネットワークが使われることになります。

共同調達運営協議会におきまして、県の教育委員会を中心に、各市町村もそのセキュリティーの状況とかは協議をさせていただくこととなっております。

中屋敷教育長 よろしいですか。

それでは、ないようですのでお諮りしたいと思います。

議案第67号につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(はい)

ありがとうございました。承認となりました。

それでは、次回開催予定について説明をお願いします。

川俣調製職員 次回の開催についてですが、12月16日水曜日午後3時半から第1会議室で開催したいと思います。

中屋敷教育長 以上をもちまして、第13回の小林市教育委員会定例会を終わらせていただきます。お疲れさまでした。

閉会 14:30

教育長

教育長職務代理者

委員

委員

委員

調製職員